

# 農業委員会 だより

発行/  
浅口市農業委員会

表紙は青佐ふれあい農園

会長あいさつ

浅口市農業委員会会長  
問田 一男

平素より浅口市農業委員会の活動に対して、格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足、若者の農業離れといった担い手の減少を原因とした遊休農地の増加、猪などの有害鳥獣による作物の被害など年々問題が深刻化しつつあります。

このような中、昨年の6月には大雨が降ったり、また雨が降らない日が続いたり、連日の猛暑日が続くといったことから、農業者にとっては厳しい天候だったのではないかと思います。

ものを作るといふことには、思いどおりになつたとき、思いどおりにならなかつたときがあります。試行錯誤を重ねた苦労がある代わりに、思うようにできたときには、素晴らしい満足感とともに、来年も頑張ろうという意欲が自然と込み上げてくるものです。

我々農業委員は農業者の代表として、従来の与えられた仕事をこなすだけではなく、皆様に農業をすることのやりがいや喜びなどをお伝えし、地産地消を推進して浅口市の農業をより活性化していくこともまた重要な役割であると考えています。

最後になりましたが、浅口市の今後の農業を守り、発展させるためにも、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。



## 農業委員視察研修報告

一月二十五日(水)に愛媛県松山市の井関松山製造所のモデル植物工場と農機製造ラインを見学しました。植物の光合成機能を自動で診断する植物生育診断装置等とても先進的な施設であり、トマトの栽培管理についての見学は実に興味深いものでし

た。また、トラクタについては製造から組立、完成に至るまでの作業工程を現場で詳しく説明してもらいました。

翌日には、愛媛県宇和島市農業委員会で行いました。宇和島市の農業の現状、農業委員会活動についての説明を受けました。農地パトロールについては、先進的にタブレットを導入することで活動の効率・軽減化を図っているとのことでした。また、担い手への農業支援にも力を入れており、農業経営者にとって農業をしやすい利便な体制になっていました。

どちらの研修先でも、農業委員からは熱心な質問が数多くあり、とても有意義な研修となりました。

## 農業者年金で安心できる老後を

国民年金(40年納付)だけでは、夫婦2人の生活費を月額約23万円とした場合、1月あたり約10万円不足します。

メリットがたくさんある農業者年金に加入して、安心して豊かな老後を迎えましょう。

### 農業者年金の特徴

- ①終身年金で80歳までの保証  
年金は生涯支給。加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずの金額を死亡一時金として支給。
- ②税制上の優遇措置  
支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。(支払った保険料の15%~30%程度の節税)
- ③保険料の額は自由に決定  
保険料の額、月2万円から6万7千円の範囲で、千円単位で決定。(随時金額の変更可)
- ④少子高齢化に強い年金。  
自ら積み立てた保険料とその運用益で受け取る年金額が決まる積立方式年金。

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

年間60日以上  
農業従事

国民年金1号  
被保険者

60歳未満



独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199 <http://www.nounen.go.jp>

農地の権利移動や転用には事前の手続きを。

◎農地の権利移動や設定について

農地の貸借や所有権移転はその農地が農地として有効に活用されるよう、農地法により規制されています。農地を耕作目的で取得するときには農業委員会の許可が必要になります。

農地を相続する場合は、事前の許可申請は必要ありませんが、相続後に農業委員会へ届出が必要です。農地の利用権設定は、借り手と貸し手とで一定期間に限りて貸借権を設定し、農地の有効利用を図る制度です。

農地法による小作と違い、定期での貸借なので期間が満了すれば、貸借権も終了します。

◎農地転用について

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」で、宅地・駐車場・資材置場などの用地にすることです。農地転用する場合は、事前に、農業委員会に申請し、転用の許可（4ha以上のときは岡山県知事の許可）を受ける必要があります。市街化区域の場合には、農業委員会への届出が必要（工事などの着手は受理通知後）です。

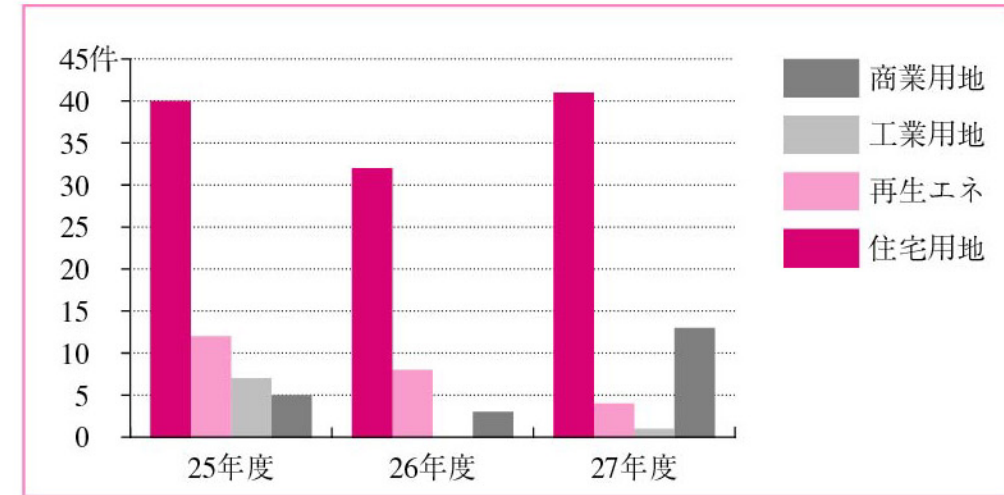
休耕地の管理について

耕作をやめた農地をそのまま放置してしまうと荒地になり、病害虫を招いたり、有害鳥獣の棲家になるなど、周りの営農環境や生活環境に悪影響を及ぼします。適宜耕運・除草するなどして、適正な管理をお願いします。

3条申請（農地の売買・贈与等の所有権移転）

平成25年度 63件  
平成26年度 62件  
平成27年度 65件

農地転用申請

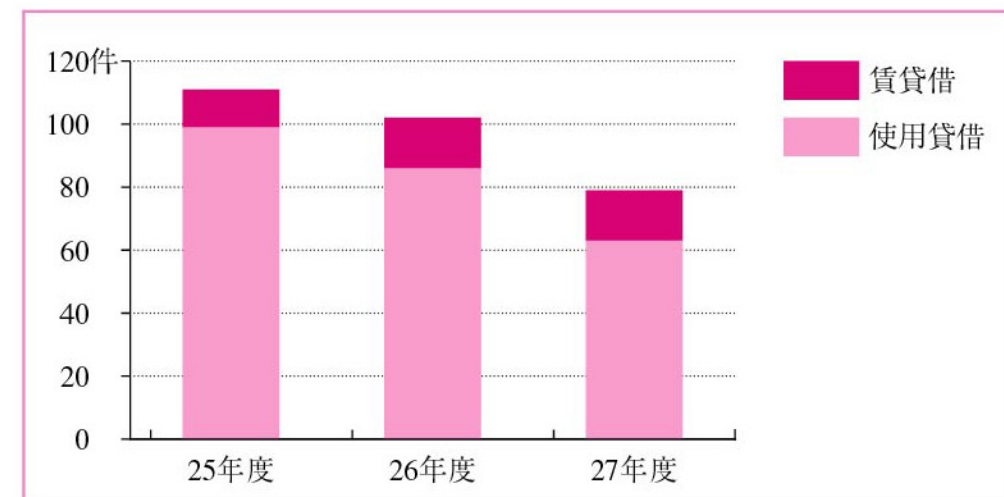


平成25年度 72件 (住宅用地40件、再生エネ設備12件、工業施設用地7件、商業施設用地5件等)

平成26年度 55件 (住宅用地32件、再生エネ設備8件、商業施設用地3件等)

平成27年度 59件 (住宅用地41件、再生エネ設備4件、工業施設用地1件、商業施設用地13件等)

農用地利用集積



平成25年度 111件 (使用貸借99件 貸地借12件)  
平成26年度 102件 (使用貸借86件 貸貸借16件)  
平成27年度 79件 (使用貸借63件 貸貸借16件)

氏名	住所	電話	担当地区等
瀬良靖昌	金光町上竹2230	42-3693	上竹
鍋谷恒久	金光町占見新田1072	42-2458	占見新田
藤澤義則	金光町占見2396	42-4037	占見・駅
虫明勝美	金光町地頭下815	42-5751	地頭下
友田陽勝	金光町佐方966-1	42-2666	佐方
藤澤紀郎	金光町須恵1757	42-5491	須恵・大谷
佐藤和博	鴨方町鴨方1357-2	44-8594	鴨方
西本健次	鴨方町益坂1362-4	44-6824	益坂・地頭上
田淵義正	鴨方町本庄1646	44-4118	本庄
亀岡克史	鴨方町小坂東1629	44-3896	小坂東
西山富雄	鴨方町小坂西2068	44-3404	小坂西
平井淳生	鴨方町深田1194-4	44-1007	深田
高井基次	鴨方町六条院西1058	44-8731	六条院西
山下眞治	鴨方町六条院東2828	44-1133	六条院中東部・六条院東北部
森藤堅	鴨方町六条院東1288	44-3228	六条院中南部・六条院東南部
高淵末孝	寄島町3925	54-2912	寄島 東部・中央部
齋藤孝実	寄島町13459	54-3661	寄島 西部・北部
青木光朗	金光町須恵988	42-5238	議会推薦
伊澤誠	鴨方町小坂東1794-1	090-1332-3983	議会推薦
福田玄	鴨方町深田872-6	090-3147-1653	議会推薦
岡邊正継	寄島町7540-35	090-5266-4636	議会推薦
瀬良静香	金光町上竹2175	42-5301	農協推薦
山下康朗	鴨方町六条院中1575	44-5728	六条院中西部
問田一男	金光町下竹752	42-2379	下竹・八重